

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

茨城県取手市

2 構造改革特別区域の名称

取手市福祉有償運送セダン型車両特区

3 構造改革特別区域の範囲

茨城県取手市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 取手市の状況

取手市は、茨城県の南端で、都心へ約40km、時間にして約40分という位置にあり、利根川とその支流である小貝川の二大河川に囲まれた、水と緑に恵まれた地域である。総面積は69.96k㎡、交通面では、国道6号及びJR常磐線が中央部を南北に通り、西部には国道294号及び関東鉄道常総線が平行して通る、利便性に富んだ地域である。しかし、地形的には複雑に入り組んだ谷津田と標高22m～23mの台地があり、坂道があちこちに点在するため、歩行に不安のある高齢者や障害者には近距離の移動でも容易ではないという側面もある。

平成17年4月1日現在の人口は113,184人で、そのうち65歳以上の人口は19,754人である。東京のベッドタウンとして発展してきたが、平成2年以降は人口の伸びは鈍化、平成7年以降は減少傾向にある。高齢化率は17.45%で全国平均、茨城県平均を下回っているが、総人口は減少傾向にある反面、高齢者人口は増加傾向にあるため、急速に高齢化が進行している状況である。

(2) 移動制約者の状況

介護保険認定者

平成17年4月1日現在、65歳以上人口19,754人に対して、介護保険の要介護・要支援認定を受けている人は2,297人(表1)で、第1号被保険者に対する割合は、11.6%である。要介護3～5の認定を受けている大部分の人は、外出時に福祉車両による移送が必要な移動制約者と推定される。(932名)

要支援～要介護2の認定を受けている人は、福祉車両は必要ないものの、単独で公共交通機関を利用して外出することが難しい移動制約者と推定される。(1,365名)

身体障害者

平成17年4月1日現在、身体障害者手帳の交付者数は2,758名(表2)となっており、おもな移動制約者になると思われるのは、肢体不自由障害者(1,523名)、視覚障害者(215名)で

ある。肢体不自由障害者のなかでも、1・2級の者（779名）については福祉車両が必要になる。また、視覚障害者については、障害が重複していない限り福祉車両を利用する必要はないが、公共交通機関の利用の際には単独での利用は困難でありガイドヘルパー等の介助を必要とする。

内部障害者のうち人工透析患者は必ずしも福祉車両を必要としないが、移動制約者である。

知的障害者・精神障害者

平成17年4月1日現在、療育手帳の交付状況は445人（表3）、うち1人で外出することが困難な重度・最重度以上の知的障害者は223人である。これら重度の知的障害者は、第1種知的障害者（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額）の認定を受けている。

また、精神障害者保健福祉手帳交付者数は、258人である。精神障害者のうち一部の方は、公共交通機関の利用が困難であり、移動制約者に含まれると思われる。

肢体不自由との重複障害がない知的障害者・精神障害者は、福祉車両による移送は必要ないが、特定の運転者によるセダン型福祉有償運送が必要である。

（表1） 要介護（要支援）認定者数

平成17年4月1日現在

区分	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	300	692	311	277	339	274	2,193
65歳以上75歳未満	64	119	43	46	42	50	364
75歳以上	236	573	268	231	297	224	1,829
第2号被保険者	11	35	16	17	12	13	104
総数	311	727	327	294	351	287	2,297

（表2） 身体障害者手帳取得者状況

平成17年4月1日現在

等級	視覚障害	聴覚障害	音声言語障害	肢体不自由	内部障害	計
1	81	7	1	427	507	1,023
2	55	47	2	352	3	459
3	13	30	18	228	129	418
4	18	44	9	284	164	519
5	35	0	0	170	0	205
6	13	59	0	62	0	134
計	215	187	30	1,523	803	2,758

（表3） 知的障害者の障害別状況

平成17年4月1日現在

18歳未満				18歳以上				計
最重度	重度	中度	軽度	最重度	重度	中度	軽度	
15	45	36	31	65	98	84	71	445

(表4) 精神保健福祉手帳交付状況

平成17年4月1日現在

等級	1級	2級	3級	計
人数	56	147	55	258

(3) 公共交通機関の状況

鉄道は、JR常磐線が市の中央部を南北に走り、取手駅から西部に関東鉄道常総線が走っている。東京方面への通勤・通学の利用が多いのが特徴である。

バス路線は、関東鉄道(株)、大和交通(株)の2社が、取手駅を中心に東側や、北側及び西側に放射線状に運行している。また、藤代駅や戸頭駅からも放射線状に運行している。しかしノンステップバスは4台しか運行していないなど、移動制約者にとっては十分に利用しやすいとは言えない状況である。また、高齢者を対象として、公共施設、福祉施設、駅等を中心に巡回する「福祉施設巡回バス」を市内4コースを1日2回のみ運行している。

取手市内のタクシー業者は12社あり、合計174台の車両を登録し、運行しているが、福祉タクシーは2台という状況である。

取手市内は坂道や狭い道も多く、移動制約者にとっては外出するためのニーズが公共交通機関で充分に対応できているとは言えない状況である。

(4) 福祉輸送体制の状況

福祉車両の状況

タクシー業者で福祉車両を有する事業所は1社(2台)あり、NPO団体では2団体が保有し3台運行している。また、社会福祉協議会で4台保有し、運行している状況である。

市の移動支援事業の状況

1. 移動支援事業(旧取手地域)

歩行が困難な障害者や高齢者に、医療機関・公共機関と自宅との送迎を行っている。業務は社会福祉協議会に委託。送迎運転は登録したボランティアが行っている。

2. 外出支援サービス事業(旧藤代地域)

公共交通機関利用が困難な虚弱高齢者に、医療機関と自宅との送迎を行っている。業務は社会福祉協議会に委託し、送迎運転はNPO団体が行っている。

3. 重度障害者福祉タクシー利用料金助成

重度の障害者に、医療機関等への往復に要するタクシー料金の一部(初乗り料金)を助成している。

5 構造改革特別区域の意義

取手市において、要介護・要支援認定者、身体障害者、知的・精神障害者等単独で公共交通機関を利用することが困難な移動制約者は約6,000人と推定される。移動制約者のうち、視覚障害者、知的障害者、精神障害者、人工透析患者や軽度の要介護高齢者などは必ずしも福祉車両を必要としない。こういう移動制約者の移動の確保については、従来の公共交通の事業活動

以外に、社会福祉法人やNPO法人等の福祉有償サービスにおける車両を、福祉車両のみならずセダン型の車両に拡大することにより実現される。

この計画の意義は、福祉有償運送の車両の拡大を図ることにより、移動制約者の社会参加を促進することにより外出の機会が増加し、いきいきとした生活を送れるようになること、介護者の負担を軽減すること、また社会福祉法人やNPO法人等の活力を引き出すことなどにより、地域福祉の充実を図ることなどである。

6 構造改革特別区域の目標

取手市は第四次取手市総合計画の中で、高齢者や障害者を含めたすべての人々にとって快適で住みよい「人にやさしいまちづくり」をめざしている。また平成17年3月の合併(取手市・藤代町)時の新市まちづくり計画の中で、高齢者が生きがいを感じながら主体的に社会参加できる環境づくり、障害者の社会参加の促進を施策に掲げ、これを推進している。

移動制約者に対する施策としては、公共交通機関の利用が困難な障害者・高齢者に対し、移送支援・外出支援サービス事業を実施している。重度障害者福祉タクシー利用料助成事業では、障害者に対しタクシー券の交付を行っている。

今回の特例措置の導入で移動制約者の移動手段を拡大することによって、高齢者や障害者の自立・社会参加を促進し、地域におけるNPO法人等の活動の活発化をはかっていく。このことにより「人にやさしいまちづくり」という取手市総合計画の目標をめざしていく。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

今回の特例措置の導入で移動制約者の移動手段がセダン型車両に拡大されることにより、医療・福祉のサービスが今まで以上に受けやすくなるだけでなく、これまで諦めていた地域活動・社会活動への参加も促進される。このことは、介護予防や閉じこもり予防にもつながっていく。

移動制約者の外出機会増加にともない、買い物等による個人消費の拡大や介護者の雇用機会の拡大など、地域経済に及ぼすプラス効果が見込まれる。

8 特定事業の名称

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業1206
(1216)

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1)重度障害者福祉タクシー利用料金助成

・内容・対象者

重度の障害者に、医療機関等への往復に要するタクシー料金の一部(初乗り料金)を年間36回分(慢性透析療法利用者は60回分を限度)助成している。対象は市内に居住する身体障害

者(2級以上) 知的障害者(療育手帳 及びA) 精神障害者(1級かつ通院医療費公費負担制度利用者)但し、自動車税、軽自動車税の減免を受けている方を除く。

- ・ H16実績 実利用者 (旧取手市 228人、旧藤代町 96人)
延べ利用回数 (旧取手市 5,248回、旧藤代町 746回)
利用率 (旧取手市 55.1%、旧藤代町 32.4%回)

(2)移動支援事業・外出支援サービス事業

1.移動支援事業(旧取手地域)

・内容・対象者

歩行が困難な障害者や高齢者に、医療機関・公共機関と自宅との送迎を行っている。業務は社会福祉協議会に委託。送迎運転は登録したボランティアが行う。対象は市内に居住し、障害者手帳交付を受けていて、自力での歩行が困難な者 車いす利用者 日常生活において歩行が困難な者。

- ・ 利用料 1時間ごとに700円。市外は10kmごとに100円プラス。
- ・ H16実績 実利用者 91人。延べ利用回数 1,390回

2.外出支援サービス事業(旧藤代地域)

公共交通機関利用が困難な虚弱高齢者に、医療機関と自宅との送迎を行っている。業務は社会福祉協議会に委託し、送迎運転はNPO団体が行う。対象は市内に居住し、体調が不良な虚弱高齢者で一般の交通機関を利用するのが困難な者 車いす利用者 障害者で一般の交通機関利用が困難な者。

- ・ 利用料 10km 片道200円 10km~20km 片道400円 20km~ 片道600円
- ・ H16実績 実利用者 121人。延べ利用回数 4,615回

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

1206(1216)

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内でセダン型の一般車両を用いて輸送サービスを実施する社会福祉法人、NPO法人等の非営利法人のうち取手市福祉有償運送等運営協議会において認められた者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

4 特定事業の内容

(1) 事業主体

取手市内で活動を行う社会福祉法人・NPO法人等の非営利法人

(2) 事業が行われる区域

出発地又は到着地が取手市

(3) 事業により実現される行為

要介護・要支援認定者、身体障害者、知的障害者、精神障害者等の単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者であらかじめ運営主体に登録した会員及びその同伴者に対し、一般車両を用いて有償で送迎サービスを提供する。

5 当該規制の特例措置の内容

NPO等による福祉有償運送は、平成16年度から一定の条件のもとで許可されることになったが、車両が福祉車両に限定されている。必ずしも福祉車両を必要としない移動制約者(軽度の要介護者、視覚障害者、知的障害者等)については、セダン型車両に運行車両を拡大することによって、移動制約者の移動手段の選択肢を拡大し、活動範囲を広げるものである。

(1) 取手市福祉有償運送等運営協議会の設置

取手市における社会福祉法人及び特定非営利法人等による福祉有償運送の必要性や実施に伴う安全の確保及び利用者の利便の確保に係る方策等を協議するために、取手市福祉有償運送等運営協議会を設置する。取手市が主宰者になり、事務局を健康福祉部におく。

運営協議会の委員構成

運営協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- 1) 有償運送事業に関し、優れた識見を有する者
- 2) 茨城運輸支局長又はその指名する職員
- 3) タクシー等公共交通機関の代表
- 4) 有償運送事業実施団体の代表
- 5) 福祉に関するボランティア団体の代表
- 6) 有償運送事業の利用者の代表
- 7) 市民の代表
- 8) 健康福祉部長

運営協議会の開催

- ・協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長は、会議の議長となる。
- ・協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことが出来ない。
- ・協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- ・会長は、必要があると認められるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(2) 運送主体

取手市内で活動する社会福祉法人・NPO法人等の非営利法人で、運営協議会の協議を経て道路運送法第80条第1項の許可を受けた事業者とする。

(3) 運送の対象

下記の条件のいずれかに該当し、運営協議会において認められた者及びその介護人。

- ・介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3号にいう「要介護者」及び第4項にいう「要支援者」
- ・身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条にいう「身体障害者」
- ・その他肢体不自由、内部障害(人口血液透析を受けている場合を含む)精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者

(4) 使用車両

以下の条件を満たす福祉車両ならびにセダン型等の一般車両とする。

使用権原

運送主体が使用権原を有している車両、又は、運転者等から提供される自家用自動車以下の条件を満たす車両。

- ・運送主体と、自家用自動車を提供し、当該輸送に携わる者との間に当該車両の使用に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。
- ・有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を

負うことが明確化されていること。

- ・利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明りように表示されていること。

車両の表示

外部から見やすいように使用自動車の車体の側面に有償運送の許可を受けた車両である旨、次のとおり表示すること。

- ・氏名、名称または記号
- ・「有償運送車両」または「80条許可車両」の文字
- ・文字はステッカー、マグネットシート等による横書きとし、自動車の両側面に行う。

自動車登録簿の作成

運送主体は、使用する自動車の形式、自動車登録番号および初年度登録年、損害賠償措置、関係する設備または装置その他必要な事項を記入した自動車登録簿を作成し、適切に管理する。

(5) 運転者

自動車免許の種類及び講習等

普通二種免許を有することを基本とする。これによらない場合は、運営協議会の意見を踏まえ、以下の条件などにより有償運送に十分な能力および経験を有していると認められたものとする。

- ・申請日前一定期間運転免許停止処分を受けていない者
- ・茨城県公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受講した者
- ・社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了した者
- ・移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修を修了した者
- ・その他移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識又は経験を有する者

(6) 損害賠償措置

運送に使用する車両全てについて、対人 8,000 万円以上及び対物 200 万以上の任意保険若しくは共済(搭乗者傷害を対象に含むものに限る)に加入していること。

(7) 運送の対価

一般旅客自動車運送事業及び地域の公共交通機関の状況等の地域特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲として設定するものとする。一般旅客自動車運送事業の上限運賃額のおおむね 2 分の 1 を目安に設定するものとする。

(8) 管理運営体制

運営主体において、運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の安全の確保及び旅客の利便の確保に関する体制が

明確に整備されていること。

(9) 法令遵守

許可を受けようとする人が、道路運送法第7条の欠格事由に該当するものでないこと。